

第1章 計画策定について

第7期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定の背景、計画期間、計画の位置付けなど基本的事項を定めます。

1 計画策定の背景

「第6期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(以下「第6期計画」という。)は、平成27年度から3年間の計画期間として平成37年(2025年)を目標に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう「琴浦町版地域包括ケアシステムの構築及び推進」を目指して策定しました。

今後、団塊世代すべてが平成37年(2025年)に75歳以上となり、平成52年(2040年)には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化はさらに進行していき、後期高齢者の割合も増加する見込みです。こうした状況の中、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら介護サービスの確保、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保できる「地域包括ケアシステム」を琴浦町の実情に合わせ更に深化・推進していくことを目的に「第7期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(以下「第7期計画」という。)を策定します。

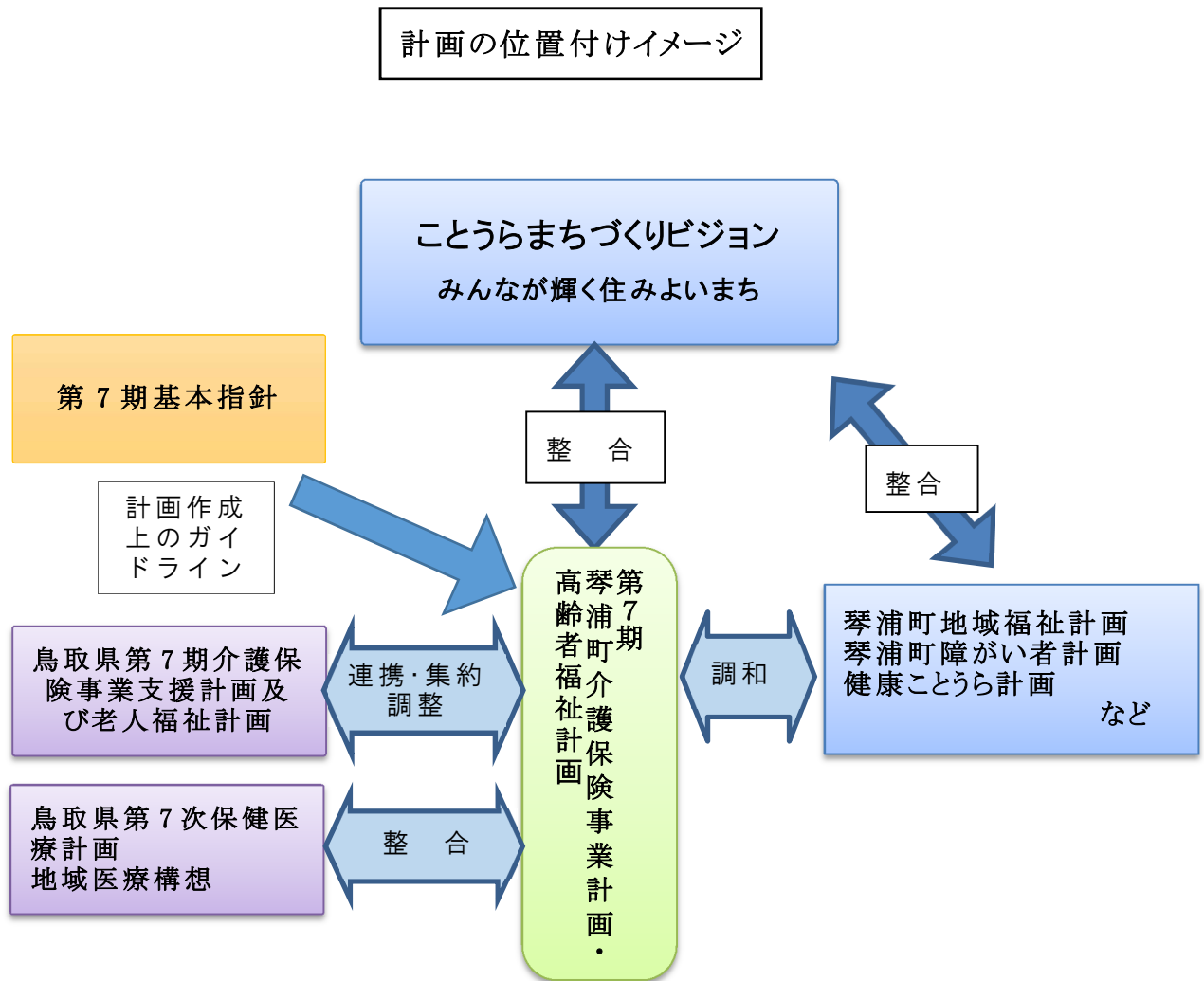
2 計画の位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を健康・福祉関連の諸計画との調和を保ちながら、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」と一体的に策定します。

そして、高齢者の安心を支える老人福祉事業や介護保険事業を本町の実情に合わせて町総合計画の「ことうらまちづくりビジョン」との整合性の確保や

その他各種計画との調和等を図り、計画的かつ包括的に実施することを目的としており、介護を必要とする高齢者のみでなく、本町のすべての高齢者及び高齢者を支援する者を対象とした、高齢福祉全般にわたる総合的な計画となります。

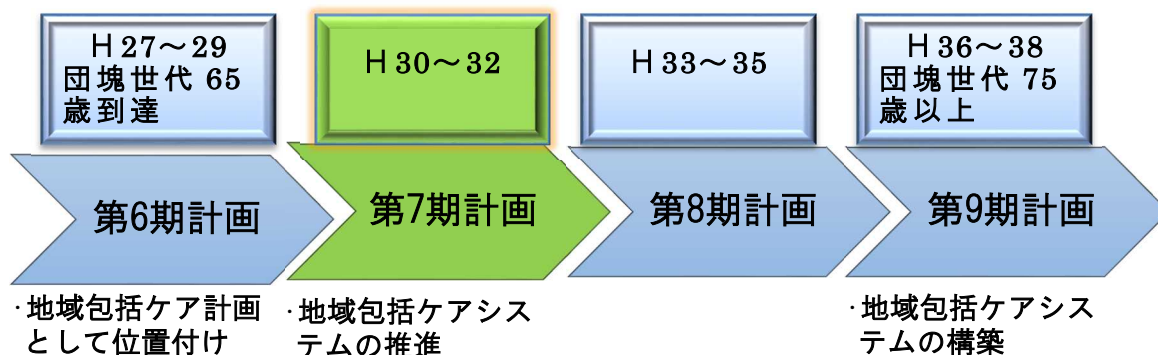


(2) 計画期間

この計画は、平成30年度を初年度とし、平成32年度までの3年間を計画期間とする第7期計画となります。

介護保険料の改定、高齢者の生活実態や社会情勢の変化に対応するため、この計画は3か年ごとに見直し改定します。

《 計画期間 》



3 計画の策定体制

(1) 計画の策定・推進体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉関係者、各種代表者、被保険者代表等による「琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業が展開されるよう検討を進めました。また、庁内組織として、高齢福祉及び介護保険関連部門など本町における高齢者への各施策に関係する部門との連携により検討を進め、計画作成に反映しました。

(2) 調査の実施

被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、被保険者の心身の状況等の実態調査として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を平成29年6月に実施し、要介護者等を介護する家族等の実情を把握する調査として「家族介護等実態調査」を平成29年6月～9月に実施しました。